

# 平成28年12月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第80号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第81号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第82号 亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	5
議案第83号 亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	15
議案第84号 亀山市税条例等の一部を改正する条例	18
議案第85号 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	48
議案第86号 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	53
議案第87号 亀山市産業振興条例の一部を改正する条例	56
議案第88号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	61

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者          にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によ          りその職を離れた日現在）における報酬月額及び報酬月額に100分          の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては          100分の177.5、12月に支給する場合においては<u>100分の</u>  <u>202.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者          にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によ          りその職を離れた日現在）における報酬月額及び報酬月額に100分          の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては          100分の177.5、12月に支給する場合においては<u>100分の</u>  <u>192.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者                      にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によ                      りその職を離れた日現在）における報酬月額及び報酬月額に100分                      の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては  <u>100分の182.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の</u>  <u>197.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者                      にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によ                      りその職を離れた日現在）における報酬月額及び報酬月額に100分                      の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては  <u>100分の177.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の</u>  <u>202.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 市長及び副市長には、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 12月 <u>100分の222.5</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 市長及び副市長には、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 12月 <u>100分の212.5</u></p>

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 市長及び副市長には、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の202.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の217.5</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 市長及び副市長には、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の197.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の222.5</u></p>

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に<u>定める額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に<u>掲げる額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____100分の80_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に_____100分の37.5_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p>

14 附則第11項の規定が適用される間、第47条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額、6月に支給する場合においては100分の1.2、12月に支給する場合においては100分の1.35を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表 別紙のとおり

14 附則第11項の規定が適用される間、第47条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に\_\_\_\_\_ 100分の1.2 \_\_\_\_\_ を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に\_\_\_\_\_ 100分の80 \_\_\_\_\_ を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表 別紙のとおり

<別紙>  
(改正前)

(改正後)

別表（第4条関係）

行政職給料表（一）

(単位：円)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800

別表（第4条関係）

行政職給料表（一）

(単位：円)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400

31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	

31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	

67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			

67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			

103		297,000	345,100					
104		297,300	345,500					
105		297,500	346,000					
106		297,800	346,400					
107		298,200	346,800					
108		298,500	347,200					
109		298,700	347,700					
110		299,100	348,100					
111		299,500	348,400					
112		299,800	348,700					
113		299,900	349,200					
114		300,200						
115		300,500						
116		300,900						
117		301,100						
118		301,300						
119		301,600						
120		301,900						
121		302,300						
122		302,500						
123		302,800						
124		303,100						
125		303,400						
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考 この表は、第11条に規定する職員以外の職員に適用する。

103		296,600	344,700					
104		296,900	345,100					
105		297,100	345,600					
106		297,400	346,000					
107		297,800	346,400					
108		298,100	346,800					
109		298,300	347,300					
110		298,700	347,700					
111		299,100	348,000					
112		299,400	348,300					
113		299,500	348,800					
114		299,800						
115		300,100						
116		300,500						
117		300,700						
118		300,900						
119		301,200						
120		301,500						
121		301,900						
122		302,100						
123		302,400						
124		302,700						
125		303,000						
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、第11条に規定する職員以外の職員に適用する。

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(扶養手当の額)</p> <p>第19条 扶養手当の月額は、第17条に該当する扶養親族のうち子については1人につき1万円とし、同条に該当する扶養親族のうち配偶者及び前条に掲げる扶養親族 _____ については1人につき6,500円 _____ とする。</p>	<p>(扶養手当の額)</p> <p>第19条 扶養手当の月額は、第17条に該当する扶養親族のうち配偶者については1万3,000円とし、前2条に掲げる扶養親族（第2条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万1,000円）とする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(扶養手当の支給区分)</p> <p>第22条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨 _____ を市長に届け出なければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(扶養手当の支給区分)</p> <p>第22条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）を市長に届け出なければならない。</p>
<p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合に</p>	<p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</p> <p>(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合に</p>

においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

\_\_\_\_\_又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支

においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては

\_\_\_\_\_その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支

給額の改定

---

---

---

---

---

について準用する。

(勤勉手当)

第47条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額

給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で、配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち、扶養親族たる子、父母等で、同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(勤勉手当)

第47条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額の総額

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額

に100分の40

を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

14 附則第11項の規定が適用される間、第47条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275

を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85

を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

に、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

14 附則第11項の規定が適用される間、第47条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合におい

ては100分の1.2、12月に支給する場合においては100分の1.35を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉

手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と_____みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する<u>高年齢被保険者</u>に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法<u>第37条の4第3項</u>_____の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と</u>みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する<u>高年齢継続被保険者</u>に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法<u>第37条の4第3項前段</u>の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合</p>



する金額

1 2～1 4 (略)

1 5 第1 1項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第1 1項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

1 6及び1 7 (略)

当する金額

1 2～1 4 (略)

1 5 第1 1項の規定は、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これら\_\_\_\_\_の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第1 1項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

1 6及び1 7 (略)

亀山市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）  
（亀山市税条例の一部改正）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（徴収猶予の申請手続等に関し条例で定める事項等）</p> <p>第5条の3 （略）</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。<u>ただし、市民税及び特別土地保有税に係る申請を除く。</u>）又は法人番号</p> <p>（8）（略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p style="text-align: center;">（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第37条、第38条若しくは第41条（第53条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第42条の4第1項（第42条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第43条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第52条、第74条、第92条第2項、第105条第1項若しくは第2項、第109条第2項、第112条、第124条第1項又は第137条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又</p>	<p style="text-align: center;">（徴収猶予の申請手続等に関し条例で定める事項等）</p> <p>第5条の3 （略）</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（7）個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。_____）又は法人番号</p> <p>（8）（略）</p> <p>2～8 （略）</p> <p style="text-align: center;">（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第37条、第38条若しくは第41条（第53条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第42条の4第1項（第42条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第43条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第52条、第74条、第92条第2項、第105条第1項若しくは第2項、第109条第2項、第112条、第124条第1項又は第137条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又</p>

は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_第105条第1項若しくは第2項の申告書又は第124条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_第105条第1項若しくは第2項の申告書又は第124条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) (略)

(5) 第43条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号

は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第1号及び第2号 \_\_\_\_\_において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号 \_\_\_\_\_については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第43条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、第105条第1項若しくは第2項の申告書又は第124条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第43条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第105条第1項若しくは第2項の申告書又は第124条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) (略)

に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第43条第1項の申告書(法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。) でその提出期限後に提出したものに係る税額  
当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第34条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により 閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には\_\_\_\_、既に第24条第1号ただし書若しくは第2号又は第25条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という\_\_\_\_。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間につい

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第34条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって 閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、既に第24条第1号ただし書若しくは第2号又は第25条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下次項において「不足税額」と総称する。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項\_\_\_\_\_において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間につい

ては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が当該所得税についての調査があったことにより、当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第31条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該

ては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が当該所得税についての調査があったことにより、当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第31条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第31条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間  
(法人の市民税の申告納付)

第43条 (略)

2 (略)

3 法第321条の8第2項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経

(法人の市民税の申告納付)

第43条 (略)

2 (略)

3 法第321条の8第2項の申告書\_\_\_\_\_ (同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合で\_\_\_\_\_当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経

過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの

過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書\_\_\_\_\_を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書\_\_\_\_\_を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で\_\_\_\_\_当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

6及び7 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第44条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係

5及び6 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第44条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係

る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし\_\_\_\_\_、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には\_\_\_\_\_)、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

る法人税割に係る不足税額についても\_\_\_\_\_同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは\_\_\_\_、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書\_\_\_\_\_を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書\_\_\_\_\_を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと\_\_\_\_\_ )による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

（2）当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間



益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第64条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させる

益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第64条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させる

こととなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第125条 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)( \_\_\_\_\_ 法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 及び(3) (略)

3 (略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第10条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同

こととなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第125条 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続にお

ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項

\_\_\_\_\_に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 及び(3) (略)

3 (略)

附 則

第10条から第12条まで 削除

条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第11条及び第12条 削除

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条の2 （略）

2及び3 （略）

4 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

5及び6 （略）

7 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条の2 （略）

2及び3 （略）

4 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

5及び6 （略）

12～14 (略)

15 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

16 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第18条 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) (略)

9 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第29条の2 (略)

7～9 (略)

10 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第18条 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用\_\_\_\_\_

(6) (略)

9 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第29条の2 (略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度 分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度 分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度 分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第42条 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)  
第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第17条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第42条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第13

第42条 (略)

条第1項、第14条の2第1項及び第14条の2の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項、第14条の2第1項及び第14条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第42条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金

等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第17条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第26条第1項の規定による申告書（その

提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第27条第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第42条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項、第14条の2第1項及び第14条の2の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項、第14条の2第1項及び第14条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」

とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第42条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

（4）附則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第42条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第17条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第42条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第17条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号

の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第42条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項、第14条の2第1項及び第14条の2の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項、第14条の2第1項及び第14条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」

の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第42条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第13条第1項、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第13条第1項、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」

とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第42条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第17条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）

とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第42条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法

第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第17条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第17条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法 第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）

に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 （略）

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第42条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項、第14条の2第1項及び第14条の2の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項並びに附則第13条第1項、第14条の2第1項及び第14条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と \_\_\_\_\_ する。

(3) 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」

に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 （略）

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第42条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第21条から第23条まで、第23条の2第1項、附則第13条第1項、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第23条、第23条の2第1項、附則第13条第1項、附則第14条の2第1項及び附則第14条の2の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第23条の2第1項中「第17条第4項」とあるのは「附則第42条の2第4項」とする。

(3) 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」

とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第4 2条の3 第3 項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和4 4 年法律第4 6号）第3条の2 第2 0項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

（4）附則第9条の規定の適用については、同条第1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第4 2条の3 第3 項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第4 2条の3 第3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2 の2 第1 項の規定の適用がある場合（第3 項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第2 3条の2 の規定の適用については、同条第1 項中「又は同条第6 項」とあるのは「若しくは附則第4 2条の3 第3 項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4 月1 日の属する年度分の第2 6条第1 項の規定による申告書

（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第2 7条第1 項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係

とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第4 2条の2 第3 項\_\_に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法\_\_\_\_\_第3条の2 第2 0項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得\_\_の金額」とする。

（4）附則第9条の規定の適用については、同条第1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第4 2条の2 第3 項\_\_に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第4 2条の2 第3 項\_\_の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2 の2 第1 項の規定の適用がある場合（第3 項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第2 3条の2 の規定の適用については、同条第1 項中「又は同条第6 項」とあるのは「若しくは附則第4 2条の2 第3 項\_\_に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4 月1 日の属する年度分の第2 6条第1 項の規定による申告書

（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第2 7条第1 項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係

る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第17条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第17条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

#### 第42条の3 削除



第105条第3項	<u>施行規則第34号の2の6様式</u>	平成27年改正前の地方税法 施行規則第48号の9様式
第105条第4項	<u>施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法 施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4～6 (略)

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、亀山市税条例第10条、第105条第4項及び第5項、第107条の2並びに第108条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第10条第3号	<u>第105条第1項若しくは第2項の申告書又は第124条第1項の申告書</u> でその提出期限	平成27年改正条例 附則第5条第6項の 納期限
(略)		

第105条第3項	<u>第34号の2の6様式</u>	平成27年改正前の地方税法 施行規則第48号の9様式
第105条第4項	<u>第34号の2様式</u> 又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法 施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4～6 (略)

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第105条第4項及び第5項、第107条の2並びに第108条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第10条第3号	<u>第43条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)</u> 、第105条第1項若しくは第2項の申告書又は第124条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例 附則第5条第6項の 納期限
(略)		

第107条の2 第1項	第105条第1項又は第2項	平成27年改正条例 附則第5条第5項
	当該各項	同項
(略)		

8及び9 (略)

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
(略)		
第7項の表第107条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
(略)		

11 (略)

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を

第107条の2 _____	第105条第1項又は第2項	平成27年改正条例 附則第5条第5項
	当該各項	同項
(略)		

8及び9 (略)

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
(略)		
第7項の表第107条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
(略)		

11 (略)

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を

課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
(略)		
第7項の表第107条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
(略)		

13 (略)

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
(略)		

課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
(略)		
第7項の表第107条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
(略)		

13 (略)

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
(略)		

第7項の表第 <u>107条の2</u> 第1項の項	附則第5条第5 項	附則第5条第14項において 準用する同条第5項
(略)		

第7項の表第 <u>107条の2</u> の項	附則第5条第5 項	附則第5条第14項において 準用する同条第5項
(略)		

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、<u>第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格に当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>6 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。</u></p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>7 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市</u></p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、<u>第23項、第24項</u>、第26項、第28項又は第30項から第33項まで_____の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格に当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>5 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>6 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市</u></p>

計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る

当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

#### 1.2 (略)

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.3 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

#### 1.1 (略)

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.2 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)	(略)
<p><u>1 4</u> 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第7項及び第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第8項、第10項及び第11項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第10項、第11項</u>及び前項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p><u>1 5</u> 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、<u>第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第34項</u>」とあるのは「若しくは<u>第34項</u>」又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	

(略)	(略)
<p><u>1 3</u> 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第6項及び第9項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第7項、第9項及び第10項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第9項、第10項</u>及び前項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p><u>1 4</u> 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは<u>第42項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第30項から第33項まで</u>」とあるのは「若しくは<u>第30項から第33項まで</u>」又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額し</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額し</p>

て得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1)～(3) (略)

附 則

14 (略)

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第26条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」と

て得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1)～(3) (略)

附 則

14 (略)

あるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第26条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

17～19 (略)

15～17 (略)

亀山市産業振興条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 移設 市内に事業所を有する者が当該事業所を廃止し、市内の他の場所に移転_____することをいう。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(奨励措置対象事業者)</p> <p>第3条 この条例による奨励措置の対象となる事業者（以下「奨励措置対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 立地等に係る事業所が次のいずれかの事業に供されるものであること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) 立地等に係る事業所が次のいずれかの地域内にあること。</p> <p>ア <u>工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項の規定により作成された工場立地調査簿に記載の工場適地</u></p> <p>イ <u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域及び工業専用地域</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 移設 市内に事業所を有する者が当該事業所を廃止し、市内の他の場所に移転<u>（公共事業によるものを除く。）</u>をすることをいう。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(奨励措置対象事業者)</p> <p>第3条 この条例による奨励措置の対象となる事業者（以下「奨励措置対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 立地等に係る事業所が次のいずれかの事業に供されるものであること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2) <u>別表区分の欄各項のいずれかに該当する事業者であること。</u></p>

ウ 市長が特に適当であると認める地域

(3) 投下固定資産総額が5億円(第1号ア及びウに該当する事業を営む中小企業者(次号において「製造業等中小企業者」という。))が行う増設又は移設にあつては1億円)以上であること。

(4) 新規雇用者等の数が10人(製造業等中小企業者が行う新設にあつては5人、製造業等中小企業者が行う増設又は移設にあつては、当該増設又は移設後の事業所が操業を開始した日から起算して1年前の日の雇用者数)以上であること。

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、奨励措置対象事業者としない。

(1) (略)

(2) 亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例(平成17年亀山市条例第51号)の規定の適用を受けている事業者

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、奨励措置対象事業者としない。

(1) (略)

(2) 別表区分の欄3の項に該当し、この条例による奨励措置を講じられた事業者

(3) 亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例(平成17年亀山市条例第51号)の規定の適用を受けている事業者

(4) 次のいずれかに該当する地域以外で立地等を行った事業者

ア 工場立地法(昭和34年法律第24号)第3条第1項の規定により作成された工場立地調査簿に記載の工場適地

イ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域及び工業専用地域

(奨励措置)

第6条 市長は、指定事業者に対し、奨励措置として次に掲げる奨励金を交付することができる。

(1) 企業立地奨励金

(2) 雇用促進奨励金

2 前項第1号の企業立地奨励金の交付は、基準年度(当該指定事業者が立地等を行った事業所の操業を開始した日(以下「操業開始日」という。))以後において、最初に当該指定施設に係る亀山市税条例(平成17年亀山市条例第50号)に基づく固定資産税(以下「固定資産税」という。)が課せられた年度をいう。次項において同じ。)から行うものとする。

3 第1項第2号の雇用促進奨励金の交付は、基準年度の翌々年度に行うものとする。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定事業者若しくは指定施設の指定を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 及び(2) (略)

(3) 操業開始日から10年以内に、指定施設に係る事業を休止し、若しくは廃止したとき、又は指定施設に係る事業が休止若しくは廃止の状

ウ 市長が特に適当であると認める地域

(奨励措置)

第6条 市長は、指定事業者に対して、\_\_\_\_\_奨励金を交付することができる。

2 前項の規定による奨励金\_\_\_\_\_の交付は、\_\_\_\_\_当該指定事業者が立地等を行った事業所の操業を開始した日\_\_\_\_\_以後において、最初に当該指定施設に係る亀山市税条例(平成17年亀山市条例第50号)に基づく固定資産税(以下「固定資産税」という。)が課せられた年度\_\_\_\_\_から行うものとする。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定事業者若しくは指定施設の指定を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 及び(2) (略)

(3) 指定施設\_\_\_\_\_に係る事業を休止し、若しくは廃止したとき、又は指定施設に係る事業が休止若しくは廃止の状

態にあると認めるとき。

(4)～(7) (略)

2及び3 (略)

附 則

(この条例の失効)

3 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第4条第2項の規定により指定を受けた指定事業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

別表 (第7条関係)

奨励金の種類	奨励金の額及び交付方法
企業立地奨励金	次に掲げるいずれかの額(1億円を限度とする。)を3年間交付する。 (1) 各年度における指定施設に係る固定資産税相当額の100分の50に相当する額 (2) 投下固定資産総額のうち土地取得価額相当額に100分の25を乗じて得た額の3分の1に相当する額
雇用促進奨励金	指定事業者が指定施設に係る立地等に伴って新たに雇用する者のうち、次に掲げる要件を満たす者の数に30万円を乗じて得た額(3千万円を限度とする。)を1回に限り交付する。 (1) 操業開始日以後1年を経過する日から規則で定

態にあると認めるとき。

(4)～(7) (略)

2及び3 (略)

附 則

(この条例の失効)

3 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第4条第2項の規定により指定を受けた指定事業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

別表 (第3条、第7条関係)

区分	奨励金の額及び交付方法
1 投下固定資産総額が5億円(第3条第1項第1号ア及びウに該当する事業を営む中小企業者が行う増設又は移設にあっては1億円)以上であり、かつ、新規雇用者等の数が15人(第3条第1項第1号ア及びウに該当する事業を営む中小企業者が行う増設又は移設にあっては、当該増設又は移設後の事業所が操業を開始した日から起算して1年前の日の雇用者数)以上である事業所の立地等を行う事	各年度における指定施設に係る固定資産税相当額の100分の50に相当する額(第3条第1項第1号ア及びウに該当する事業を営む場合にあっては、各年度における指定施設に係る固定資産税相当額の100分の50に相当する額及び投下固定資産総額のうち土地取得価額相当額に100分の10を乗じて得た額の3分の1に相当する額の合計額)(1億円を限度とする。)を3年間交付する。

<u>める日まで継続して雇用する者であること。</u> (2) <u>操業開始日以後1年を経過する日から規則で定</u> <u>める日まで継続して市内に住所を有する者であ</u> <u>ること。</u>	業者	
	2 投下固定資産総額が200億円 以上であり、かつ、新規雇用者等 の数が100人以上である事業所 の新設又は増設を行う事業者	各年度における指定施設に係る固定 資産税相当額の100分の70に相 当する額(2億円を限度とする。) を5年間交付する。
	3 投下固定資産総額が600億円 以上であり、かつ、新規雇用者等 の数が300人以上である事業所 の新設を行う事業者(規則で定め る期間内にこの要件を満たす事業 者を含む。)	各年度における指定施設に係る固定 資産税相当額の100分の90に相 当する額(9億円を限度とする。) を5年間交付する。

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第9条 管理職員特別勤務手当は、前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。<u>次項において同じ。</u>）又は休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）において勤務した場合に支給する。</p> <p><u>2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>(退職手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第9条 管理職員特別勤務手当は、前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう_____。）又は休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）において勤務した場合に支給する。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

6 勤続期間6月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者\_\_\_\_\_に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

7 (略)

8 前3項に定めるもののほか、第5項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

6 勤続期間6月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該病院事業を同法第5条第1

項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

7 (略)

8 前3項に定めるもののほか、第5項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。